

令和 7 年 月 日

年末調整に関するお知らせ

令和7年分の年末調整等に必要な申告書類を配付いたしますので、必要事項を記載して、
月 日までに 課（担当 ）あて提出願います。

配付書類

	書類名	提出の要否	備考
1	令和8年分扶養控除等（異動）申告書	全員	令和7年12月31日までに退職される者を除き、必ず提出願います。
2	令和7年分扶養控除等（異動）申告書	該当者	令和7年12月31日までに扶養親族等に異動があった者
3	令和7年分基礎控除申告書	該当者	令和7年の年末調整で基礎控除の適用を受ける者
4	令和7年分配偶者控除等申告書	該当者	令和7年の年末調整で配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける者
5	令和7年分保険料控除申告書	該当者	令和7年中に生命保険料や地震保険料等の支払があった者
6	令和7年分特定親族特別控除申告書	該当者	令和7年の年末調整で特定親族特別控除の適用を受ける者
7	令和7年分所得金額調整控除申告書	該当者	令和7年の年末調整で所得金額調整控除の適用を受ける者

注 年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする者は、「住宅借入金等特別控除申告書」を提出願います。なお、この場合、次の書類を添付してください。

- ① 税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」
- ② 金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
もしくは国税当局から提供された「年末残高情報」

留意点

- ・ 扶養親族がない場合でも、扶養控除等（異動）申告書は必ず提出してください。
- ・ 扶養控除は、扶養者の所得（収入金額とは異なります。）が58万円未満の方が対象です。
- ・ 16歳未満の親族は、控除対象扶養者に該当せず、年少扶養親族に該当します。
- ・ 配偶者の所得が58万円を超えていても、配偶者特別控除が適用される場合があります。
- ・ 国民健康保険などの社会保険料は、令和7年中に支払ったものが控除の対象になります。
- ・ 遠隔地に住む親族を控除対象扶養者とする場合には、生活費等を送金したことの確認が必要となります。
- ・ これまでにマイナンバーを届け出ている方は、マイナンバーの記載は不要です。

提出期限までに各種書類の提出がない場合には、年税額が正しく算出されません。
ご自身で確定申告が必要となります。